

「山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、建設産業を担う人材の確保・育成に関する総合的対策を推進し、将来的にも地域を支え得る建設産業を構築するため、人材の確保・育成に携わる関係者間の相互協力・連携の促進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 建設産業の担い手の確保・育成に係る事業に関すること。
- (2) 建設産業に関する戦略的広報の推進に関すること。
- (3) 関係者間の情報交換・連携に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に定める会員をもって組織する。

- 2 会長は、総会において学識経験者の中から選出し、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、山口県建設業協会会長及び山口県土木建築部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(総会)

第5条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集し、議事を統括する。

- 2 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係機関の出席)

第6条 会長は必要に応じ、議案に関係する者の総会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第3条の所掌事務について、専門的に協議・検討が必要な事項ごとに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第8条 第3条の所掌事務を円滑に推進するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる団体の職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、上記2以外に、必要に応じ、会員の所属団体職員の出席を求め、あるいは、オブザーバーを招致し意見を求めることができる。

(規約の変更)

第9条 協議会の運営のため、この規約を変更する必要がある場合は、会長が協議会に諮って処理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、山口県土木建築部に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

この規約は、平成26年10月29日から施行する。

この規約は、平成27年11月9日から施行する。

この規約は、平成29年3月30日から施行する。

この規約は、平成30年4月27日から施行する。

この規約は、令和元年5月20日から施行する。

この規約は、令和4年5月19日から施行する。

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

(別表1) 会員

| 区 分 | 会 員 |
|-------|---|
| 建設業団体 | 一般社団法人山口県建設業協会 会長 一般社団法人山口県建築協会 会長 やまぐち建設21の会 会長 山口県鳶工業連合会 会長 山口県鉄筋工業協同組合 理事長 |
| 教育機関 | 山口大学 理事・副学長 進士正人 徳山工業高等専門学校土木建築工学科教授 海田辰将 山口県工業教育研究会 会長 |
| 行政機関 | 山口県土木建築部長 厚生労働省山口労働局職業安定部長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長 国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長 宇部市土木建設部長 和木町都市建設課長 |
| 関係機関 | 山口しごとセンター長 一般財団法人山口県建設技術センター理事長 山口県西部高等産業技術学校長 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部 山口職業能力開発促進センター所長 |

(別表2) 作業部会の構成団体

| 構成団体 |
|---|
| 一般社団法人山口県建設業協会 山口県土木建築部 山口しごとセンター 山口労働局職業安定部 |